西条市観光交流センター前広場活性化事業運営規程

(目的)

第1条 本規程は、JR伊予西条駅周辺地域の賑わいの向上と、本市の更なる魅力の創出、発信を目的として実施する観光交流センター前広場活性化事業について、その運営に関し必要な事項を定める。

(場所)

- 第2条 広場の場所等は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 名 称 西条市観光交流センター前広場
 - (2) 所在地 西条市大町798番地1、795番地3、796番地5内 西条 市観光交流センター前南側広場
 - (3) 面 積 760㎡

(事業内容)

第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、前条の広場を市民による企画運営型イベント等(以下「イベント等」という。)実施広場として活用する。

(利用者への使用許可)

第4条 市民等の広場の利用については、地方自治法第238条の4第7項に 定める行政財産の使用許可に基づき、市民団体等利用者(以下「利用者」とい う。)からの個別申請に対し、許可を行うものとする。

(必要備品等の貸し出し)

- 第5条 広場の利用にあわせ、イベント等の実施に必要な基本備品について、利用者の申請に基づき貸し出しを行うものとする。
- 2 前項の基本備品等の種類、数量等については、別に定める「西条市観光交流 センター前広場活性化事業に係る貸与備品等一覧表」のとおりとする。

(料金)

第6条 第4条及び前条に規定する使用及び貸し出しに伴う料金は、これを無償とする。

(許可期間)

第7条 広場の利用に係る許可期間は、1日単位とする。

(使用時間)

第8条 使用許可時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の資格要件)

第9条 利用者は、別に定める「西条市観光交流センター前広場利用に関する利用者の資格要件及び制限並びに禁止事項に関する定め」に規定する資格要件

を満たした者とする。

(利用申請)

第10条 本事業の利用を希望する者は、別に定める申請書様式等により市長 に申請しなければならない。

(申請窓口等)

第11条 申請窓口は、西条市観光振興課とし、申請に必要な書類については、 上記窓口に常設するとともに、西条市ホームページに公開する。

(申請期限等)

第12条 第10条に規定する申請の期限は、イベント等実施予定日から起算 して10日前までの執務時間中(西条市執務時間規則(平成16年西条市規則 第1号)第2条に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時 15分までをいう。)とする。

(審査)

第13条 市長は、第10条の規定による申請を受理したときは、速やかに審査 の上、許可の可否を決定するものとする。

(結果の通知)

第14条 市長は、前条に定める審査の結果について、速やかに申請者に通知するものとする。

(利用者の責務等)

- 第15条 利用者は、別に定める「西条市観光交流センター前広場利用に関する 利用者の資格要件及び制限並びに禁止事項に関する定め」に規定する事項を 遵守しなければならない。
- 2 なお、利用者が前項の規定に違反した場合は、利用者及び関係所属団体の当該年度内使用を許可しないことがある。

(イベント等に係る情報発信)

- 第16条 市長は、許可を行ったイベント等については、市フェイスブック等に よりその情報を発信することができる。
- 2 前項の場合において、利用者の申請の時期等により情報発信ができない場合がある。
- 3 イベント等の実施に係るチラシ等のPR印刷物の作成については、利用者に おいてこれを行うものとする。

(その他)

第17条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。 附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和5年7月20日から施行する。